令和2年3月定例会会議録

令和元年豊郷町議会3月定例会は、令和2年3月24日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1	畨	日上	日比野		_
2	番	辻	本		勇
4	番	村	岸	善	_
5	番	前	田	広	幸
6	番	高	橋	直	子
7	番	北	Ш	和	利
8	番	西	澤	博	_
9	番	鈴	木	勉	市
1 0	番	西	澤	清	正
1 1	番	河	合		勇
1 2	番	今	村	恵美子	

2、当日の欠席議員は次のとおり

3 番 中島政幸

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は 次のとおり

> 長 伊藤 定勉 町 長 清 司 教 育 堤 総 務 課 長 北川貢次 企 画 振 興 課 長 清 水 純一郎 課 長 税 務 中山 圭 史 保健福祉課長 ちあき 森 医療保険課長 西 山 喜代史 住 民 生 活 課 長 長谷川 勝就 会 計 管 理 者 小 西 直 美 人権政策課長 西山逸範 地域整備課長 山 田 裕 樹 產業振興課長 山田篤史

上 下 水 道 課 長 森 本 智 宏 教 育 次 長 馬 場 貞 子 社 会 教 育 課 長 岡 村 浩 孝

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

 議 会 事 務 局 長
 山 口 昌 和

 書
 2

 次保川 真由美

5、提案された議案は次のとおり

議第 8号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例案

議第 9号 豊郷町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正 する条例案

議第10号 豊郷町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

議第11号 豊郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

議第12号 豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例案

議第13号 豊郷町課設置条例の一部を改正する条例案

議第14号 豊郷町特別会計条例の一部を改正する条例案

議第15号 豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議第16号 豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

議第17号 豊郷町印鑑条例の一部を改正する条例案

議第18号 豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案

議第19号 豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案

議第20号 令和元年度豊郷町一般会計補正予算(第6号)

議第21号 令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)

議第22号 令和元年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議第23号 令和元年度豐郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

議第24号 令和2年度豊郷町一般会計予算

≪予算決算常任委員会委員長報告≫

議第25号 令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算

議第26号 令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計予算

議第27号 令和2年度豐郷町後期高齢者医療事業特別会計予算

議第28号 令和2年度豊郷町下水道事業会計予算

議第29号 令和2年度豊郷町水道事業会計予算

請願第1号 介護保険に関する請願書

発議第2号 介護保険に関する決議案

議第30号 契約の締結につき議決を求めることについて

議第31号 令和元年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第5号)

委員会の閉会中の継続調査申し出について

(議会運営委員会)(総務産業建設常任委員会) (文教民生常任委員会)(予算決算常任委員会) (議会広報常任委員会) **河合議長** おはようございます。定例時刻より少し早いですが、皆さんおそろいですので、会議を始めます。

これより、3月定例会を再開いたします。ただいまの出席議員は11名で、 会議開会定足数に達しております。よって本日の会議は成立いたしました。これより会議を開きます。

(午前8時57分)

最初に、留意事項をご説明いたします。会議則に基づき規則を遵守願います。 お手元の携帯電話等の電源を切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえ ていただきますようお願いいたします。また、会議中は、みだりに発言し、騒 ぎ、その他議事の妨害となる言動を慎んでくださるようお願いいたします。な お、採決の際はみだりに離席をしないよう、お願いいたします。会議規則の規 定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則 第127条の規定により、12番、今村恵美子議員、1番、日比野雄二議員を 指名いたします。

日程第2、議第8号地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案から日程第8、議第14号豊郷町特別会計条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

なお、あらかじめ申し上げますが、予算決算、総務産業建設、文教民生常任委員会に付託の議第8号から議第23号まで、議第25号から議第29号まで及び請願第1号については、会議規則第46条第3項の規定により、本会議で審議いたします。質疑は3月5日に済ませておりますので、本日は討論、採決となります。

これより、議第8号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第8号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例案を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第8号は原案どおり可決されました。 これより、議第9号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第9号 豊郷町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正

する条例案を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第9号は原案どおり可決されました。 これより議第10号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第10号 豊郷職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案を 採決いたします。替成の諸君は起立を願います。

議員(起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第10号は、原案どおり可決されました。 これより議第11号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第11号 豊郷町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案を 採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第11号は原案どおり可決されました。 これより議第12号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第12号豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例案を採決いたします。 賛成の諸君は起立を願います。

議員(起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第12号は原案どおり可決されました。 これより、議第13号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第13号豊郷町課設置条例の一部を改正する条例案を採決いたします。 賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第13号は原案どおり可決されました。 これより、議第14号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第14号豊郷町特別会計条例の一部を改正する条例案を採決いたします。 賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第14号は、原案どおり可決されました。 日程第9、議第15号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を 議題といたします。議第15号については、鈴木勉市議員から修正の動議が提 出されています。したがって、これ本案とあわせて議題とし、提出者の説明を

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

求めます。

鈴木議員 それでは、豊郷国民健康保険税の一部を改正する条例案に対する修正案の提 案説明をさせていただきます。

豊郷町国民健康保険税条例(昭和43年度豊郷町条例第21号)の一部を次のように改正するのうち、以下の条文改正を削除する。「第3条、第1項中100分の5.67を100分の5.93に改める、第6条中100分の2.49を100分の2.53に改める、第8条中、100分の2.2を100分の2.35に改める」を削除するという提案であります。

原案では、今年度に比べて減額になっています資産割を残して、その他の3つの部分を削除するという提案であります。これを削除することによって、おおよそ300万円程度の予算が必要になってまいりますが、既に基金から125万程度が繰り入れされていますので、あと、残りの分を基金の取り崩しで対応ができるのではないかというふうに思います。

なお、資産割の世帯が550世帯でありますので、この3つを削除することによって、およそ550世帯の資産割の世帯が減額できるということであります。同僚議員の賛同をお願いいたします。

河合議長 これより修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 議長。

河合議長 今村議員。

今村議員 では、議第15号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の修正 に対しまして、先ほど、鈴木議員の提案の中で、資産割が今回減額になるということで、550世帯の資産割のかかっている世帯は減額になるということを 説明いただきましたが、それとあわせて、この3条、6条、8条に係る所得割の、これを引き上げでなく従前のままにするということなので、国保世帯は基本的には全世帯引き上げはなく、従前のままか、資産割のある方に関しては引

き下がるというふうに理解してよろしいんでしょうか、その点の説明をお願い します。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 質疑にお答えいたします。そのようなご理解でいいかと思います。 以上です。

河合議長 今村議員、再質疑はありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。 討論を行います。まず、修正案に対する反対討論を許します。

議員なし。

河合議長 ないようでありますから、次に修正案に対する賛成討論を許します。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第15号国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について の修正案について、賛成討論を行います。

本修正案では、資産割を削減する。(全ての該当者に対してなくすという中身)予算も約270万円を追加するということで、国保会計から積立金5,200万円のほんの一部を充てることで実現可能です。統一化までこの基金を取り崩していけば十分やっていけます。高過ぎる国民健康保険料を引き下げてほしいという町民の願いに沿った内容です。今こそ、町民の負担軽減のために使うべきです。同僚議員の賛同をよろしくお願い申し上げます。

河合議長 ほかに、修正案に対する討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、修正案に対する討論を終結……。

高橋議員 議長すいません、資産割のところ「削減する」というふうに文言を変更した いと思います。

河合議長 わかりました。

次に、原案に対する賛成討論を許します。

議員なし。

河合議長 次に、原案に対する反対討論を許します。

今村議員 はい、反対討論。

河合議長 今村議員。

今村議員 議第15号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対して反対 討論を行います。

> この豊郷の国保税は、県下の中では決して高くありませんが、豊郷町でも高 過ぎる国保税を払えなくて、資格証明書や、また、短期保険証という形になっ ておられる国保世帯の方がおられます。そういった中で、やはり医療が安心し て受けられない。こういった国保世帯をなくすためには国保税の引き下げが必 要な、今の時代だと考えておりますが、豊郷町には引き下げる財源は十分にあ りますが、国や県の統一化を向けた方向性の中で、取り過ぎた国保税を国保世 帯に還元する、こういったことが行われていないのが今の現況でございます。

> こういった面で、今回の、全ての人が引き上げにはならない、こういった条例にしていくためには、町の原案では、引き上げの世帯ができてしまうという原案の中身になっていますので、基金5,000万円ありますので、それを活用して、全ての国保世帯が安心して医療が受けられる豊郷町をつくるために、原案については反対といたします。

河合議長 ほかに原案に対する討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、原案に対する討論を終結いたします。

これより議第15号を採決いたします。

まず、鈴木勉市議員から提出された修正案について、起立によって採決をいたします。本修正案に賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、少数)

河合議長 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案の議第15号について、起立によって採決をいたします。

議第15号は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって議第15号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第16号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案から、日程第13、議第19号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

これより議第16号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第16号豊郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を採決いたし

ます。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第16号は原案どおり可決されました。 これより議第17号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第17号豊郷町印鑑条例の一部を改正する条例案を採決いたします。 賛成 の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第17号は原案どおり可決されました。 これより、議第18号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第18号豊郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を採決いたします。 賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第18号は原案どおり可決されました。 これより議第19号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第19号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案を採決いたします。 賛成の諸君は起立を願います。

議員(起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第19号は原案どおり可決されました。

日程第14、議第20号令和元年度豊郷町一般会計補正予算(第6号)から 日程第17、議第23号令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)までを一括議題といたします。

これより、議第20号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第20号令和元年度豊郷町一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。 賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって議第20号は原案どおり可決されました。

これより、議第21号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第21号令和元年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号) を採決いたします。替成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第21号は原案どおり可決されました。 これより、議第22号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第22号令和元年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。 賛成の諸君は起立を願います。

議員(起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第22号は原案どおり可決されました。 これより、議第23号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第23号令和元年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を採 決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員(起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第23号は原案どおり可決されました。 日程第18、議第24号令和2年度豊郷町一般会計予算を議題といたします。 これについて、予算決算常任委員会副委員長より報告を求めます。

日比野予算決算

常任委員長 議長。

河合議長 日比野議員、予算決算常任委員会報告をお願いいたします。

日比野予算決算

常任委員長 予算決算常任委員会の報告をいたします。

本来であれば委員長がするところ、当日、委員長、不幸によって欠席されましたので、議長の方から副委員長である私に指名があり、私が受けることになりました。それと、これの報告につきましても、現に今来られています委員長及び議長の承認を得ておりますので、それだけ一応報告を申し上げます。

去る3月5日の本会議におきまして当委員会に付託されました、議第24号 令和2年度豊郷町一般会計予算について、去る3月9日、委員11名出席のも と、町長、教育長、担当課長、課長補佐等の出席を求め、慎重に審議をいたしました。

審議では、税務課におきましてはたばこ税の減額理由について、町民税の滞納総額について、固定資産税の前納報奨金の実績について質疑されました。

総務課では、地方交付税の特別交付税について、交通対策費の報償費について、基金管理について、消防費の備品購入について質疑されました。

企画振興課では委託事業の内容について質疑されました。

住民生活課ではごみ収集の現状と課題について、湖東広域衛生管理組合分担 金の増額理由についてなどが質疑されました。

保健福祉課ではデイサービス使用料について、県補助金、県委託金の概要について、災害時援護者台帳制整備委託について、日本赤十字社豊郷分区、豊郷町赤十字奉仕団活動助成金について、それから障害福祉費の移動支援事業等について質疑されました。

医療保険課では、介護保険事業の事業内容について質疑されました。

産業振興課では、財源充当について、経営開始型農業次世代人材投資資金について、畜産業について等が質疑されました。

地域整備課におきましては、住宅支援事業費補助金について、字要望関係工 事請負費について等が質疑されました。

人権政策課では改良住宅の譲渡等について質疑されました。

学校教育課総務課では、保育園の給食費について、保育料の滞納整理について、滞納と入所審査について、支援員と介助員について、情報教育アドバイザーについて等が質疑されました。

社会教育課、保健体育課では図書館司書の給与について、豊栄のさと清掃委託について質疑されました。

議会事務局では、郡議長会のあり方について質疑されました。

質疑終了後、反対討論の申し出がありました。採決の結果、賛成少数で否決することと決しました。

以上、予算決算常任委員会報告といたします。

河合議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、予算決算常任委員会副委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

議題24号については、今村恵美子議員、鈴木勉市議員、高橋直子議員の3

名から修正案が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題と し、提出者の説明を求めます。

今村議員 議長、12番。

河合議長 どうぞ。

今村議員 それでは、議第24号令和2年度豊郷町一般会計予算に対する修正動議、修正案の提案説明を行います。

今回、この予算の審議が行われた予算決算常任委員会では、日本共産党を含む6名の議員の反対多数で、当初、一般会計予算は否決されました。本日は、 最終本会議の採決に当たり修正案を提案させていただきます。

町は、国の市町村役場機能緊急保全事業の交付を前提にして、役場庁舎の建てかえ工事に約13億円の工事予算を見積もり、その財源は起債が9億円、国からの交付金が1億円強、また、町の財政調整基金3億円を充てようと考えておられます。しかし、この庁舎、もともとは、耐震診断をした結果、本館等に耐震補強2,400万円を施せば、まだまだ使えるという耐震診断業者の説明がありましたが、それから事業計画がどんどん膨れ上がってきた経過があります。

町は、公共施設等総合管理計画というのを策定して、現行、公共施設の長寿命化計画をつくっております。しかし、今回の庁舎建替整備工事の内容は、議会に説明した中身では、大型庁舎を別館に3階建てでつけていくという中身で、町長室、副町長室、教育委員会、教育長室、また3階の議会会議室など庁舎を広げる、非常にこれは税金の無駄遣いでないかという危惧がされているところです。こういった中で、町の公共施設はほかにもあります。豊栄のさとや旧豊小、隣保館、北部浄水場施設など、役場機能の分散化は、豊郷は県下一小さな町で、町面積7.8平方キロメートルということを考えれば、これから人口減少が続く中で、町は立ちどまり、耐震工事を中心に据えた改修への庁舎工事の変更をすることが、これからの町民の付託に応える施策であるという立場に立ちまして、今回、修正案を提案しております。では、修正案の内容説明を行います。

まず、1ページは、議第24号令和2年度豊郷町一般会計予算の一部を次のように修正いたします。第1条中、49億5,200万円を47億3,683万2,000円に改め、これは歳入歳出の減額修正を行っております。

次に2ページ、第3票、地方債を次のように修正をいたします。2ページを見ていただくとわかりますが、公共施設等適正管理推進事業債、市町村役場機能緊急保全事業で1億5,390万円、これを起債を起こす、こういったことが明記されておりますが、今回これを減額修正いたします。

その次、3ページを見てください。ここには令和2年度豊郷町一般会計予算修正に関する説明書ということで、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括という部分で、歳入歳出それぞれ、歳入では款18繰入金を、本年度予算額7億3,942万1,000円を減額修正しまして、6億7,815万3,000円、また款21町債を、本年度予算額3億4,150万円を減額修正しまして、1億8,760万円と修正をいたしております。そして歳出におきましても、款2総務費の11億8,562万7,000円を減額修正して、9億7,445万9,000円と減額修正をしております。

そして、次に4ページ、ここは歳入の部分で、目の部分の詳細な減額修正の説明です。款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金を、本年度予算は3億5,863万3,000円を、減額修正を行いまして2億9,736万5,000円としています。また、款21町債、項1町債、目2土木債につきましても、本年度予算、新年度予算では1億8,970万を減額修正を行いまして、3,580万円としています。

次の5ページの方で、歳出の詳細の説明の中で、今回、款2総務費、項1総 務管理費、目5の財産管理費、ここにつきましては、本年度予算が2億9,352 万7,000円を減額修正を行いまして、7,835万9,000円としています。 その詳しい内容は、右の方にある節部分の区分、13番委託料、これは工事の 施設整備費に係る庁舎工事費に係る部分の委託料で、管理委託料259 万6,000円の減額。また、14番使用料及び賃借料、これにつきましては庁 舎建替工事申請手数料、これの30万9,000円を減額しています。また、15 番工事請負費、これにつきましては2億6,226万3,000円を減額をしま して、施設整備費の工事請負費をゼロにしております。また、その下の19番 負担金及び補助金及び交付金、ここにつきましては増額修正を行いました。も とが、新年度予算では130万3,000円ですが、これを増額修正を行いまし て5,130万3,000円、説明といたしましては庁舎分散化計画策定負担金、 町の計画では、役場庁舎に一極集中的に、教育委員会などの職員も役場庁舎に 集めるという形ですが、先ほど、提案の冒頭に申し上げましたが、豊郷町には、 県下19市町の中でも、住民一人当たりの公共施設の平米数というのは8.8平 方メートルあって、県下の平均の2倍もあるんです。一番多い自治体です。こ の小さな町で、これ以上の大きな大型庁舎は建設するということは必要ありま せん。こういった観点に立って、庁舎分散化、機能分散化の計画を町で再度見 直していく、そのための負担金、これに5,000万円の予算をつけました。

これから人口減少も続きます。こういった中で、将来の町民に対して禍根を

残さないためにはこういった決断をするべきだということを皆様に申し上げま して、同僚議員の賛同をお願いいたします。

河合議長 これより、修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

討論を行います。まず、修正案に対する反対討論を許します。

日比野議員 議長。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 修正案に対する反対討論をいたします。

議第24号一般会計予算の修正案に反対討論をいたします。修正案には、先ほど言われたように、庁舎建替予算が削除されていて、補助金の対象が今年度限りと、かつ、いつ起きるかわからない地震を対応すべく、防災対策の拠点と現職員の生命の安全確保が急務であり、必然的に建てかえする必要があります。今起きてもおかしくない状況の中、ここで反対しなければ、建てかえ事業が10年は頓挫すると思います。議論も既に8年目となり、昨年9月議会にて庁舎建替の補正予算が可決されており、約40%。町民も承知の上でございます。承認された補正予算も、現在進行形で使われており、町民のコンセンサスも期待すらしております。

昨今の、コロナウイルス等で経済も疲弊しており、地元経済、地元業者の活性化のためにも建てかえが必要です。反対しなければ、町民に対する背信行為となります。町民のための防災拠点と、現職員の生命の安全確保のためにも、党利党略ではなく、また、そんたくでもなく、真に真に反対といたします。

以上です。

河合議長 次に、修正案に対する賛成討論を許します。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第24号令和2年度豊郷町一般会計予算に対する修正案について、賛成討論をいたします。

修正案は、提案説明にもありましたように、大型庁舎建替事業予算を削り、 今ある施設を有効に使う予算に修正するものです。今後、豊郷町でも、人口が 減ることが予測されていることや、新型コロナウイルスによる経済の落ち込み によって、国からの交付金などが予測できない状況にあり、町の財政にも影響 が出ることが考えられます。そんな中、庁舎建替事業に大金を使うより、今あ る施設を有効に使う方が町民の利益になると考え、賛成とします。 そして本日、全協で突然、疑義が出た業者の説明などがありましたけれども、 このように、議会、町民に納得のいく説明会などもないままの予算となってお ります。同僚議員の賛成をお願いするものです。

河合議長 ほかに、修正案に対する討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、修正案に対する討論を終結いたします。

議員 なし。

河合議長 次に、原案に対する賛成討論を許します。

議員なし。

河合議長 それでは、原案に対する反対討論を許します。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、反対討論を行います。

原案に盛り込まれています、最終図面に至る経過の中で、去る3月5日の一般質問で、耐震診断資料に大きな間違いがあることを具体的な資料で提起をさせていただきました。その疑問・疑惑をまず明らかにすることが、私は町民に対する、それを明らかにしないでこのまま進むことが、それこそ私は町民に対する背信行為ではないかと思います。いま一度、これは立ちどまるべきだということを申し上げて、反対といたします。

河合議長 ほかに、原案に対する討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようですから、原案に対する討論を終結いたします。これより、議第24 号を採決いたします。

まず、今村恵美子議員ほか2名から提出された修正案について、起立によって採決いたします。本修正案に賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、同数)

河合議長 念のため、修正案に反対の議員の起立を求めます。

議員 (起立、同数)

河合議長 起立同数であります。したがって、以上のとおり採決の結果、賛成・反対が 同数であります。したがって、地方自治法116条第1項の規定によって、私 が本案に対して採決をいたします。議第24号の修正案は否決といたします。

> 次に、原案の議第24号について起立によって採決をいたします。議第24 号は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、同数)

河合議長 次に、原案に対する反対の諸君の起立を願います。

議員 (起立、同数)

河合議長 原案の議第24号について、賛成・反対が同数であります。よって、原案24 号について、私が採決をいたします。可否同数のため、可決といたします。

> 日程19、議第25号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算から、 日程第23、議第29号令和2年度豊郷町水道事業会計予算までを一括議題と いたします。

これより議第25号の討論を行います。討論はありませんか。

高橋議員 議長。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第25号令和2年度国民健康保険事業特別会計予算についての 反対討論を行います。

安倍政権は、国民健康保険税に対する国庫負担金を上げず、さらに都道府県統一化で保険料の引き上げをしようとしています。国が、全国知事会が要望しているように、1兆円規模の国庫負担金の増額をすれば、現在の保険料を半分に引き下げることができます。これで協会けんぽ並みの保険料となります。

今、豊郷町でも、高過ぎて払いたくても払えないという理由での、国保加入者の滞納者があります。払える保険料に引き下げて、誰もが安心して医療が受けられるように、また、子供さんにかかっている均等割も町独自で減免制度をつくってなくしていき、子育て世代を支援していくべきであることを指摘しまして、反対といたします。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第25号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたしま す。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって議第25号は原案どおり可決されました。 これより、議第26号の討論を行います。討論はありませんか。

高橋議員 はい、議長。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 議第26号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計についての反対討論を行います。

安倍政権は、介護保険料の引き上げや介護サービスの要認定者からの介護サ

ービス外しを進めています。そういう中において、豊郷町の介護保険料標準月額は、滋賀県下で、19市町の中で3番目に高い6,480円となっています。年金が下がり、消費税は10%に上げられ、生活がますます苦しくなる中、介護保険料は原則年金からの天引きをされますので、町民からは、高過ぎる介護保険料を引き下げてほしいという声があふれています。また、豊郷町の高齢者は低所得世帯が多い実態なので、必要な介護サービスが受けられない状況です。国の進める今のやり方は、早晩破綻すると思われます。抜本的に改革するためには、国の国庫負担金を措置制度であった20年前のように2分の1に引き上げることが必要ですが、安倍政権は反対に社会保障費の削減を進めています。だからこそ、暮らしを守る防波堤としての町の役割が求められ、特段の手だてが必要だと考えます。

これまでも、先進自治体の例を挙げて、一般会計からの繰り入れや、町独自の減免制度の充実を求めてきましたが、今回の予算を見ましても、国・県の言いなりで、町内65歳以上の高齢者の実情に合っていないと判断し、本会計予算には反対といたします。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようでありますから、討論を終結いたします。

議第26号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。 賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって議第26号は原案どおり可決されました。 これより、議第27号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第27号令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。 賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって議第27号は原案どおり可決されました。 これより、議第28号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第28号令和2年度豊町下水道事業会計予算を採決いたします。 賛成の諸 君は起立を願います。 議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって議第28号は原案どおり可決されました。 これより、議第29号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第29号令和2年度豊郷町水道事業会計予算を採決いたします。 賛成の諸 君は起立を願います。

議員(起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、議第29号は原案どおり可決されました。 日程第24、請願第1号介護保険に関する請願書を議題といたします。 これより、請願第1号の討論を行います。討論はありませんか。

高橋議員 議長。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、介護保険に関する請願書についての賛成討論を行います。2018年の第7期の改定を前に、前年の2017年に、請願者である豊郷町の介護保険をよくする会の皆さんは町内で署名運動に取り組まれました。私もご一緒に町内で署名を集めてまいりましたが、請願趣旨に書いてある。介護保険料の引き下げを、介護サービスの切り捨てはやめてほしいということは、行く先々で、町民の皆さんの切実な声として伝わってきました。20年前に本町では、保険料2,814円で始まった介護保険制度ですが、今や2.3倍の6,480円にもなっています。高齢者の暮らしが厳しくなっている実態に即して、払える保険料へ引き下げることと、この介護保険制度が始まったときに約束していた、介護サービスの充実を行うことこそ求められています。保険料だけあって介護なしの実態からの脱却を求めて、賛成といたします。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博-議員 介護保険に関する請願についての反対討論を行います。

介護保険制度は国民全体での助け合いの仕組みであります。助けてほしいいう人が増えれば、助ける側の負担も増えます。また、支援のためにはその仕組みと財源が必要であります。制度の見直しのたびに保険料が上がり、サービスは低下するということが明記されております。また、介護保険のサービスの切り捨てをやめることと明記されております。

2015年度、改正された地域包括ケアシステムの構築、費用負担の公平化、

新しい支援事業、また、予防給付の見直し等、生活支援サービスの充実等など があります。よって、そのようなことから私はこの請願については反対といた します。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

今村議員 賛成討論。

河合議長 今村議員。

今村議員 この介護保険の請願につきまして、関する請願につきまして賛成討論を行います。

ただいま西澤議員の方から、介護保険制度は助け合いの制度だと、そしてサ ービスは低下させないという内容のことをおっしゃっておりましたが、保険料 が上がって行われてきたことは、結局、第7期では介護認定のうち要支援1、2 は介護サービスから外す、こういったことと、事業所に対する報酬も削減して いくということも含まれて、本当に必要なところに手当てができない。受けら れないという実情が出てきましたが、さらに今度は、第8期に向けて介護保険 料の引き上げは当然のこととして、国は審議会の中で提案していますし、その 中でまた、介護サービスを受ける範囲を狭める要介護1、2も介護サービスか ら外そうとしています。また、ケアプラン料も、これまで無料だったのを有料 化もしていこうと、こういったことになれば低所得の多い豊郷町の65歳以上 の高齢者にとって、本当に介護保険制度が、保険料徴収だけの絵に描いたもち になるということを危惧している中で、国に対しても負担拡大とともに、町と してもできる、介護サービスの充実や、また保険料の引き下げに力を入れてほ しいというのは当然の、それは65歳以上じゃなくても、40歳以上から介護 保険料の徴収対象になっておりますが、こういったことを含めて、抜本的な制 度の改善が求められていると思いますので、私は町民とともにこの請願は賛成 という立場で討論いたします。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

日比野議員 議長。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 この件につきまして、いろいろありまして、私は棄権したいと思いますので、 暫時退場してもよろしいですか。

河合議長 どうぞ。

ほかに討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

請願第1号介護保険に関する請願書を採決いたします。 賛成の諸君は起立を 願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、請願第1号は原案どおり採択されました。

本日、請願第1号が採択されましたので、決議書の内容確認のため、議会運営委員会を開催しますので暫時休憩といたします。議会運営委員会委員は議員 控室にお集まりください。再開は10時5分。

(午前 9時57分 休憩)

(午前10時02分 再開)

河合議長 再開いたします。

本日、請願第1号が採択されたことにおきまして、発議第2号介護保険に関する決議案を日程に追加し、議題といたします。

お諮りします。

本日の議事日程に発議第2号を追加し、日程第25として議題とすることに、 ご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第2号を日程に追加し、日程第25と して議題とすることに決定いたしました。

ただいまより、事務局長に日程を配付させます。

事務局長 (日程配付)

河合議長 日程第25、発議第2号介護保険に関する決議案を議題といたします。 提出者の説明を求めます。

今村議員 議長。

河合議長 今村議員。

今村議員 発議第2号介護保険に関する決議案の提案説明を行います。

決議文で、提案説明とかえさせていただきますので、よろしくお願いします。

2000年、平成12年度の導入以来、3年に1度の改定を経てきた介護保険制度は、2021年、令和3年度より第8期の事業に入ります。2020年度はそのための策定期間であり、大切な年度です。

介護の社会化をうたったこの制度は、この20年間、制度見直しのたびに保険料は上がり、サービスは低下するという事態になっています。この間、特に高齢者にとっての20年間は、年金が下がり、老人医療の改悪、所得税法の改悪、また、消費税は5%から8%へ、10%へと増税の一途をたどっています。

日々の暮らしは年々厳しくなっているのは周知の事実です。そんな中で、全体の2割しかサービスが受けられず、8割の人が掛け捨て状態になっている介護保険の保険料は高過ぎます。第7期の豊郷町の標準保険料は、県下19市町の中で3番目に高く、何とかしてほしいは、多くの町民の願いです。豊郷町議会は全ての町民、とりわけ高齢者と家族が安心して暮らせる豊郷町をつくるために、以下の事項を町長に強く求めます。記、1、介護保険料を下げるため必要な措置を講じること。2、介護保険の適用を縮小・制限するなど、サービスの切り捨てを行わないように国に強く求めるとともに、本町においてもサービスの低下をさせないこと。

以上、決議する。2020年、令和2年3月24日、豊郷町議会です。 同僚議員の皆さんの賛同、よろしくお願いいたします。

河合議長 これより、発議第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。 これより、発議第2号の討論を行います。討論はありませんか。

高橋議員 議長、賛成討論。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、介護保険に関する決議につきまして賛成討論を行います。案につきまして、賛成討論を行います。

請願が通ったということは、本当に、私たちの町の介護保険をよくしてほしいと願う皆さんの思いが一歩前進したかなと思っています。そのことを受けて、伊藤町政がしっかり介護保険制度について、国や県の言いなりではなくて、町独自で頑張って、町民の願いに応える、そういう措置をとることを強く求めています。そして、介護保険の中身につきましては、保険制度が始まるまでは措置制度で、本当に市長があったかく手当てをしてたんですけれども、その思いはずっと続いているはずです。助け合い制度ではありません。今、町がやることは介護保険の中身をよくする、そのことに、今、たくさんの町民が期待を込めていると思います。そういう意味で、この決議案が、伊藤町長に、のもとに届くことを強く求めまして、同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、討論を終結いたします。発議第2号介護保険に関する決議案を採決いたします。発議第2号を可決することに賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

河合議長 起立多数であります。よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

日程第26、議第30号契約の締結につき議決を求めることについてを議題 といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第30号契約の締結につき議決を求めることについてご説明申し上げます。令和元年度工事第23号、豊郷町役場庁舎建替整備工事の入札を、令和2年3月18日に条件付一般競争入札により実施し、所在地、滋賀県蒲生郡日野町松尾5丁目1番地、名称、株式会社奥田工務店、代表取締役古谷孝氏と請負契約金額12億5,730万円で仮契約を締結し、地方自治法第96条第1項第5号及び豊郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、契約の議決を求めるものであります。ご審議のほど、

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

よろしくお願い申し上げます。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第30号契約の締結につき議決を求めることについての質疑を 行います。

1つ。この役場庁舎建替整備工事に関して、条件付き一般競争入札が行われましたが、2月7日に公告をしてから仕様書を取りに来た業者及び現地説明に応じた業者は何者でしたか。2つ、予定価格は何を根拠に決めましたか。3つ目、最低制限価格は幾らに設定していましたか。

1者のみということでは競争が起きていないことになりますが、そのことを どう捉えていますか。おかしいと思いませんでしたか。参加するであろうとい う業者の数はどのくらいと見込んでいましたか。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

まず、仕様書等を取りに来たのが何者であったかということですけれども、1 者でございます。次に、予定価格につきましては、これは設計額になります。 次に、最低制限価格ですけれども、これにつきましては非公表でございますの でご理解いただきたいと思います。それから最後に、1者しか応札がなかった ということでしたけれども、一般競争入札というものにつきましては、応募す る段階で競争がまず働きます。指名競争入札とは違いますので1者でも問題な いというふうに、法的にも解釈が出ておりますので、問題ないというふうに考 えております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑。

高橋議員 議長。

河合議長 どうぞ。

高橋議員 それでは、1者だけが仕様書を取りにきたということなんですけれども、それがわかったのは、最終締め切りというのはいつだったんでしょうか。そして、町として、あれ、1者しか応募してこないぞと、予測つけたのはいつ頃なんでしょうか。

最低制限価格につきましては非公表ということでしたけれども、私たちの町の場合は、工事費に関しても最低制限価格というのは設定していないということでよろしいんでしょうか。そして、参加するであろうという業者数は、例えば県内の、こういう工事に参加するだろうというか、業者数というのはある程度つかんでいらっしゃると思うんですけれども、この1者というふうに、本当におかしいと思わなかったんでしょうか。お願いします。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、高橋議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

今般の入札につきましては2月7日に入札の公告をいたしまして、資格申請を行うのが2月14日ということで公告をしております。本町といたしましても、複数の業者さんの応募をお待ちしておったところですけれども、14日夕方締め切りになりまして、結果的に1者であったということでございまして、特に予測等はしておりませんので、結果1者であったということになります。

それから、次に最低制限価格ですけれども、非公表と申し上げているだけで ございまして、設定はしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑はありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 他に質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、質疑をさせていただきます。

まず1つは、5日の一般質問の中で、3月18日に予定されている入札の実施に当たり、耐震診断資料にさまざまな違い、疑問があるではないかということを指摘させていただいて、入札の延期を私としては求めましたが、実施がされ、今日、議案として提案がされてまいりました。1つは、一般質問で指摘をさせていただきました資料については、ほぼ、私の指摘が事実であったということが、先ほど全員協議会で報告がありました。また、いただいた資料では、これまで明らかにされていなかった新しい事実がありました。よって、まずこの、私が指摘をしました点について、再度、本会議で説明をお願いしたいと思います。

次に、交付税算入見込み額については、昨年9月議会でもまた、伊藤町長の個人ビラや広報に織り込まれましたこのビラでも約2億円となっていますが、交付税算入ですが、この交付税算入2億円の計算根拠を教えていただければと思います。

2つ目は、今回の落札額が12億云々になりましたので、このことによって 交付税がどれぐらい減額になるのか、当然減ると思いますから、説明をお願い いたします。

3つ目は、建てかえ工事費13億の内訳ですが、これも12月の議会で一般質問させていただきましたが、入札とかいろんなことがあるので差し控えたいという回答でしたが、これまでの答弁をひもときますと、おおよそ13億の内訳というのが、工事費がおおよそ10億、解体費がおおよそ1億、設備費が12億ということで認識をしていいのかどうか、お願いをしたいと思います。

次には具体的に、まずはこの建てかえに、この13億に係る起債は幾らを予定されているのか。少しずつ、今回も2億とか、前回も1億とか出てくるんですが、起債総額が幾ら予定をしているのか。ご説明をお願いいたします。

それから私も、再三説明がありました市町村役場機能緊急保全事業を活用した庁舎の建替えについての要綱をダウンロードいたしまして、何度か読みました。これによりますと、まずは起債対象経費の計算式、算出式も示されていますが、起債対象経費が幾らになるのか説明をお願いいたします。さらにこの起債対象経費の計算式の中に、例えばうちでいうと、教育委員会の分散している庁舎、社会教育課も含めて新しい本庁舎に入居する場合は、入居職員数の中で特別狭隘ということで、分散している職場、本庁舎機能と認められる職員を、建てかえ後の本庁舎へ入居させることになり、建てかえ前、延べ面積では狭隘

となる場合もこの職員数に含むというふうに要綱に書かれているのですが、そ の点がどうなっているのか、職員数のカウントですね。

それから、これによりますと起債の充当率は90%以内となっていますが、90%交付税措置で返ってくるのかなと思ったのですが、交付税措置については起債対象経費の75%を上限として、この範囲で充当した市町村役場機能緊急保全事業債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入するとなっていますが、充当率を、起債の充当率を何%で計算を、何%にされたのか。説明をお願いいたします。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

まず、今日の全員協議会での説明で、24年時点と30年時点の表記の違いについての説明はさせていただいたところでございます。また、交付税算入見込額の計算の根拠でございますが、これにつきましては、当初工事金額、昨年の令和元年9月補正のときには、設計額の13億1,100万円の部分の4割で計算しておったところでございますけれども、今回、県とのヒアリングの中で、今現在のところ起債対象経費は8億5,500万円ということを考えておりまして。そのうちの充当率が7億6,950万円、そして、先ほど言っていただきました交付税の充当率は30%というふうに考えておりますので、約2億円弱になるのかなと考えております。

それと、減額になるといいましたのは今の説明でございますし、工事費の内訳でございますが、先ほど鈴木議員おっしゃっていただいたように、今現在も、工事費が約10億円、解体費は約1億円、設備費が約2億円というような割り振りを考えておるところでございます。そして、起債総額でございますけれども、先ほど申し上げました8億5,500万円ということでございます。それと、入居職員数の関係でございますが、おっしゃっていただきますように狭隘になるということで、職員数に教育委員会からの入居職員もカウントするという想定でおりましたけれども、今現在の県のヒアリングでは、現在の入居者数で進めてほしい、計算するものだというような指摘を受けておりますので、この部分についても、まだまだ議論をしていきたいというふうには考えておるところでございます。

先ほども申し上げましたように、充当率を90%以内で交付税措置の対象が75%ということでございまして、元利償還の30%を交付税措置というこ

とを考えておりますので、約2億円弱なのかなと、今現在の計算ではそのよう に考えておるところでございます。

以上でございます。

河合議長 鈴木議員、再質問あれば。

鈴木議員 議長。

河合議長 どうぞ。

鈴木議員 少し時間をいただきますが、先ほど一般質問で指摘をした資料の間違いについて説明をお願いをしましたが、残念ながら説明がありませんでしたので、全員協議会で説明があった分を皆様にも知っていただきたいと思いで、思うとこだけを読みます。

建築年月日が違っていたではないかという指摘については、建築年月日については、平成23年度分の昭和52年が正しくて、平成30年の昭和47年は間違いでした。認識不足により誤った表記となりましたということで、間違いを認められました。

階数については、平成24年の3階建てが正しくて、平成30年度の2階建ては間違いでしたと、これも認識不足により誤った表記となりましたと。幾つか指摘したところがほぼ間違いであったということが、報告がされました。この報告の中で、これまで議会に明らかにされてこなかった部分が明らかになりました。それは、私は一般質問で、23年度以降耐震診断が行われていないのだから、平成30年5月に町が提出をした耐震診断資料と同じものであるはずだと、ところがこれだけ違うのではないかということを指摘いたしました。で、それ以降耐震診断を行ったのかどうかを明らかにしていただきたいという質問をいたしました。平成30年度、町が提出したものに、耐震診断月日が空欄になっておりました。平成30年度、町が提出したものに、耐震診断月日が空欄になっておりました。この空欄おかしいではないかと質問をいたしました。今日いただきました資料を読み上げます。

診断実施年月日について、平成30年度の診断年月日は平成29年12月26日より、平成30年3月でしたが、確認により誤った表記となりました。 耐震診断が行われていたんですよ。これは今まで議会に明らかにされていない 新しい事実じゃないですか。

その説明をしたつもりでしたというのを9月、12月議会で、それはお聞きしているんですよ。ただ、私が言っているのは、ここで耐震診断が空欄、平成30年の分が空欄になっていたと、これが実は29年12月、3月31日にこの診断をしたんだと。この平成30年の5月に委員会に提出をされてるわけです。その資料を。これは今まで明らかにされてこなかったんです。このことを、ま

ず確認をしたいと思います。1つは。

それから職員数のカウント、この要綱で、県とこれからも議論するという答弁だったかと思いますが、まだ確定、この時点で確定をしてないというのがどうなっているのかなという、これは確定しない中でこちら入札をしたのかと。起債対象経費に含まれる、まだ県と協議をしていると、国と協議をしているという段階で入札を行ったということになるじゃないですか。これ、本当だとすれば重大な問題だと思うんですよね。この点、説明をお願いしたい。

それから、先ほど申し上げましたが、充当率は90%で計算をしたと。しかし実際、交付税算入に計算されるものは75%しか返ってこない、返ってこないのは。だけど90%の起債を起こしていると、90%起債を起こせば何が起こるかといえば、一般財源からの持ち出しが、形式上は少なく見えるんです。だけど交付税は75%しか計算がされないんですよ。これは先ほど示した要綱にも書いてあるんです。交付税算入75%しかないということがわかりながら、なぜ90%充当したのか、これも説明をお願いしたいと思います。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

まず、今日、今ほどの全員協議会での説明の中での30年度の耐震診断の実施でございますけれども、これにつきましては、本日ご説明をさせていただきました面積の違い、また今回、建築確認申請を上げるにわたって日本建築総合試験所の判定委員会、評価委員会の中に提出をする中の様式に合わせるときには最新のバージョンで計算し直す必要があったために、それとまた面積が変わったことによって数値が変わるということで、新たな現在の基準のもとに耐震診断を行ったということでございますので、その中で出てきた判定結果の中を、全員協議会で説明させていただいたということでございます。

また、先ほど県との協議の話をさせていただきましたが、あくまでも、県とのヒアリングの中では入札前の金額で説明をさせていただいておる、落札によって工事費も変わってまいりますので、また、その中で今後ヒアリングを受けていく中で、再度、人員については現在の庁舎の人数でしなければならないということが確定であるのか、本来このような形で、最終金額がどうなるのかということをヒアリングで決めていくということでございますので、ご理解のほど、お願いをしたいと思います。

また、先ほどの充当率の関係でございますが、これは市町村役場緊急機能保全事業債というものが、もう、そのように充当率は90%以内というふうにわ

かっておりますので、その中での交付税対象経費分は75%、そのうちの元利 償還金の30%に交付税算入ということを明記されておりますので、その説明 をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

河合議長 鈴木議員、再々質問はありますか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 まずは、この最終的な協議、ヒアリングという回答でしたよね、よくわからんのですが、きちっと入居職員数のカウントも、先ほど言った中で起債対象額の経費の算出式の中にあるわけですよ、示されているわけですよ、そこがまだ未確定だと、だからそれは落札額が変更になったからではない。起債対象額の算出式の中に、狭隘な職員から、今回の場合、建て直して教育委員会の職員が来る場合はカウントすることができるだろうと、だからそれをカウントしたのか、しなかったのかということを聞いてるだけで、私の聞いてるのは。それがこれからのヒアリングで、そこが変われば、ほんなら今度は起債対象額の額も変わってくるわけじゃないですか、各論で言えば。だからそれはおかしいんじゃないかということを、1つは申し上げたいんです。そういう仕事の仕方になるのかどうか。だから、ということはまだ起債対象額は不確定だということに

もう1つは、90%の、これは確認なんですが、今、答弁にありましたけど、 実際は90%の起債、8億弱起こしても、返ってくる分はそのうちの計算式と しては75%しか返ってこないということですよね。だから、これは一般財源 の持ち出しが少なくなるけれども、この部分は返ってこない部分だということ で認識をしていいのかどうかということを、説明をお願いしたいと思います。 以上です。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、再々質疑にお答えをいたします。

なるではないですか、そうでしょう。

先ほど職員のところをおっしゃっていただきました。確かに、調べていただいたとおり、入居職員数と標準面積については入居職員数ということがありまして、我々はもう、今後の新しい庁舎での入居職員数というカウントで一旦ヒアリングを受けたところ、現在の入居職員数ということで説明を受けたところである、今後、ヒアリングというのは、まず今協議に入った中で、落札によっての確定金額が出た段階で、また起債の額も変わってくるのかなという思いも

しますので、そういう部分でのヒアリングの中で、確定については今現在のところ42名でカウントしておる、今現在の庁舎のカウント、職員数でいっておりますので、その部分についての確定といいますか、ヒアリングの中では42名という指示を受けておりますが、この入居職員数というものがそれでいいのかどうかということを、最終、確認をしたところではあるんですが、それでいいんですねという最終確認はやはり、このヒアリングの中の1つの案件としては、最終の落札金額による最後の交付税措置の関係等もありますので、そういう部分では、最終確認というのはもう一度、再度してもいいのかなという思いをしておるところでございます。

それと、先ほどの交付税算入の部分でございますけれども、交付税90%の うちの75%が交付税措置の対象分として、起債の中の部分でございますので、 これはあくまでも起債でございます。その中の30%が交付税として戻ってく るということですので、ご理解のほど、お願いしたいと思います。ありがとう ございます。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 反対討論。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第30号契約の締結につき議決を求めることについて、反対討論を行いま す。今質疑が行われましたが、2点について反対の討論をしたいと思います。

まず1点目、入札が本当に公正取引委員会のいう、競争性を持った公開・公正な入札のもと工事額が決定されたかという問題です。このことは、豊郷町では、伊藤町長の前の前大野町政時代に官製談合裁判というのがありまして、そのとき、談合によって不当な税金が無駄遣いされたという裁判の中で、地裁、高裁、最高裁までいきまして、町長はその裁判中に大野町長から伊藤町長にかわりましたが、伊藤町長も、談合はなかったという従来の立場で裁判を参加されました、町として。そういった中で、結果は官製談合の疑いはあると、談合は認定されました。そういった中で公正取引委員会の主席検査官の意見書なども、これは談合だという意見書もいただいて、談合が認定された中で。

河合議長 今村さん、今回、談合ですか。

今村議員 違います。だから今説明をしてます。

そういった中で、やはり公正な入札が必要だという点で、先ほど清水課長か

らの答弁で、最低制限価格は非公表とおっしゃいましたけれども、この入札は1者のみ、それもこの開会前の全議員協議会のときに、対象になる条件付一般競争入札の入れる人は何者かと聞いたときは12者あると答えております。しかし、仕様書、そして応札に入ったのは1者だけ。そして今回特殊だなと思ったのは、これまで条件付き一般競争入札、豊郷でする場合は、最低制限価格の設定を変動型最低制限価格というのを採用しまして、最低制限価格も決まった金額を入札調書で公表していました。ところが今回は、最低制限価格は公表しない、非公表とする。しかし、豊郷の公告したときの中には設計金額、予定金額は公表されています。ですから、最低制限価格にどこまで下がるのかというのが、入札・応札する側の一番の問題点なんですね。

ところが、落札率を見て1者だけ、あの落札率で最低制限価格は一体、豊郷は幾らに設定したんでしょうか、それは本来ここで答えるべきです。それも非公表だと言っていることは、今の伊藤町政の入札行為が非常に不明朗、そして競争性のない、こういった税金の無駄遣い、そういったことも疑念される入札行為を今回行ったということになるんではないでしょうか。私は、こういったことは非常に大事な町民の財産、税金ですから、公正で、また競争性を持って、公開で的確な工事価格をつくるのが必要だと思いますので、まずこれは認められません。

2点目ですが、この工事入札、本当に適正な金額かという問題です。先ほど鈴木議員の方から、国の交付金事業、市町村役場機能緊急保全事業を活用した庁舎の建替えについてという、この国の説明の交付要綱がありますが、これを見ても、先ほど総務課長は、これまでは、教育委員会の職員数もその対象延べ面積に含めているという説明をしていましたが、今日は一転して、県は教育委員会の職員数は入れないということで、今再考をしているという話ですけれども、この事業は、要は、令和2年度中に工事を着工すれば、事業対応で起債を借りれる、そして交付金も、若干ですが、町が言うてるほど来ません、今の政府の新型コロナなどの財政危機のもとで、これがちゃんと何十年返済で財政需要額に交付税算入されるとはとても思えません。こういった状況のもとに、このような、町民を非常に、的確な情報を出さなくて、工事だけの予算を強行するような工事入札というのは、これは町民に対しての背信行為だと私は思っております。

先ほど、起債の充当率で、これは90%までは、地方債だから借りれますよと、でも、それに対して国が裏打ちするのは、国が認めたこの事業の範囲の延べ面積に対して、そして75%のうち、その中の30%を何十年で交付税措置

しますよっていうお話じゃないですか。

河合議長 それは質疑ですか。討論ですか、どっちですか。

今村議員 討論です。

河合議長 簡潔に言うてください、簡潔に。

今村議員 こういう中身での入札、また、工事執行というのは、非常に町民にとっては 負の遺産を残すだけの問題になり、貴重な基金の浪費につながりますので、以 上2点を指摘して反対といたします。

河合議長 ほかに討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 ないようでありますから、討論を終結いたします。

これより、議第30号契約の締結につき議決を求めることについてを採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、同数)

河合議長 起立5でありまして、採決の結果、賛成・反対が同数であります。したがって、地方自治法116条第1項の規定によって、私が本案に対して採決をいたします。議第30号については、可決といたします。

日程第27、議第31号令和元年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第31号令和元年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を3億3,004万4,000円とするものであります。歳入の内訳では、下水道維持管理基金繰入金9,000円を増額するものであり、歳出の内訳では、償還金9,000円を増額するものであり、下水道総合地震対策に係る事業費の増に伴い、起債借入額を増額したことによる利子償還額の増によるものであります。

以上、簡単に補正予算の概要を申し上げましたので、ご審議のほどよろしく お願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第31号の討論を行います。討論はありませんか。

議員なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第31号令和元年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第5号)を採決いたします。 賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって本案は原案どおり可決されました。

議第31号の可決成立に伴い、字句及び数字等の整理が必要となりますので、 会議則第45条の規定により、議決の結果生じた字句、数字その他の整理を私 に一任していただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

議員異議なし。

河合議長 ご異議なしと認めます。よって議第31号について、字句及び数字等の整理 を行い、地方自治法第219条第1項の規定に基づき、町長に送付いたします。

日程第28、委員会の閉会中の継続調査申し出について。議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は、行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道の整備、委員会研修について、文教民生常任委員会は、学校教育及び社会教育、福祉、保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は、予算決算、委員会研修について、議会広報常任委員会は、広報編集、委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 ご異議なしと認めます。よって議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、 文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会 中の継続調査とすることに決定いたしました。

> これをもちまして、本定例会に提出されました全議案を議了いたしました。 それでは、本日の会議を閉じます。これにて、令和2年3月定例会を閉会いた します。ご苦労さまでした。

> > (午前10時57分 閉会)